

個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項及び規約等一部改定のお知らせ

2020年1月14日をもって個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項、HeartOne カード規約、大和ハウスグループ施設提携カード特約、HeartOne ネットアンサー規約を改定いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

■個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託) (1) 会員は、今回のお申込みを含む大和ハウスフィナンシャル株式会社(以下「当社」という)との各種取引(以下「各取引」という)の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。</p> <p>①各取引所定の申込時もしくは各取引において、会員が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届け出た会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他の連絡先情報(Eメールアドレス、SNS アカウントその他インターネット上の連絡先を含む。)、職業、勤務先、家族構成、住居状況、取引目的等の事項及び申込書以外で当社が会員に付与したハートワンポイントに関する事項</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p style="text-align: center;">(新規に規定)</p> <p>⑨インターネット、官報、電話帳等において一般に公開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したもの(会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託) (1) 会員は、今回のお申込みを含む大和ハウスフィナンシャル株式会社(以下「当社」という)との各種取引(以下「各取引」という)の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。</p> <p>①各取引所定の申込時もしくは各取引において、会員が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届け出た会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他の連絡先情報(Eメールアドレス、SNS アカウントその他インターネット上の連絡先を含む。)、職業、勤務先、家族構成、住居状況、取引目的等の事項及び当社が会員に付与したハートワンポイントに関する事項</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p><u>⑨オンラインショッピング利用時の取引に関する事項(氏名、Eメールアドレス、配送先等を含む。)、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報</u></p> <p>⑩インターネット、官報、電話帳等において一般に公開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したもの(会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第2条(第1条以外での個人情報の利用) (1) 会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③④⑥⑨の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第2条(第1条以外での個人情報の利用) (1) 会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③④⑥⑩の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

【下線部は改定部分を示します。】

■HeartOne カード規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第1条(カードの発行) (1) 本規約を承認し、HeartOne カード(以下「カード」という)のご利用のお申込みをされ、大和ハウスフィナンシャル株式会社(以下「当社」という)が、カードのご利用を認めた方(以下「本会員」という)にカードを発行します。</p> <p>(2) 本会員が予め指定したご家族のうち、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことをご承認の上当社に入会の申込みをされ、当社がご利用を認めた方(以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という)に家族カードを発行いたします。本会員は、家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとします。</p> <p>(3) 家族カードを発行するカードは当社が指定します。</p>	<p>第1条(カードの発行) (1) 本規約を承認して、HeartOne カード(以下「カード」という)利用の申込みをされた方であって、大和ハウスフィナンシャル株式会社(以下「当社」という)が、カード利用を承諾した方(以下「本会員」という)に対し、当社は、カードを発行します。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。</p> <p>(2) 当社は、本会員が予め指定したご家族のうち、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認の上当社に家族カード利用の申込みをされ、当社がご利用を承諾した方(以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という)に家族カードを発行いたします。本会員は、家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとします。</p> <p>(3) 家族カードを発行することができるカードは、当社が指定します。</p>
<p>第2条(カードの貸与) (1) カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード(カード表面(4桁)又はカード裏面(3桁)に印字される数値をいう)等(以下総称して「カード情報」という)が表示されています。カードの所有権は当社にあり、当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員は善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を管理し、利用するものとします。なお、当社は、当社が必要と認めるときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>(2) カード及びカード情報のご利用は会員に限定され、カードを貸したり、預託したり、譲り渡したり、質入その他の担保利用などをしたりすることはできません。また、カード情報を会員以外に使用させたり提供したりすることもできません。カード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は本会員の負担とします。</p> <p>(3) 会員にはカードを受け取られたと同時に、カードの所定欄に署名していただきます。</p> <p>(4) 会員が本人以外にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用されたことによる損害は、本会員のご負担となります。但し、会員が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。</p>	<p>第2条(カードの貸与) (1) カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード(カード表面(4桁)又はカード裏面(3桁)に印字される数値をいう)等(以下総称して「カード情報」という)が表示されています。カードは、当社が所有権を有し、当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は、当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員は、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を管理し、利用するものとします。また会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。なお、当社は、当社が必要と認めるときは、カードを無効化の上カードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>(2) カード及びカード情報は、会員本人に限って利用できるものであり、会員は、カードを貸与、預託、譲渡、又は質入その他の担保利用などをすることはできません。また、カード情報を会員以外の者に使用させたり提供したりすることもできません。</p> <p>第6条(保険及び電話サービス等にかかる代金等のお支払) (1) その他の場合におけるカード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は本会員の負担とします。</p> <p>(3) 会員は、カードの受取後、直ちに、カードの所定欄に署名を行います。</p> <p>(4) 会員が本人以外にカードもしくはカード情報を利用させ又はカードもしくはカード情報が他人に利用されたことによる損害は、本会員のご負担となります。ただし、カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。</p>
<p>第4条(暗証番号) (1) 暗証番号は本会員に届け出ていただきます。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、会員は、暗証番号を本人以外に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</p>	<p>第4条(暗証番号) (1) 会員は、カードの暗証番号を当社に届け出るものとします。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、会員は、暗証番号を本人以外に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</p>

<p>(2) 会員が、<u>本会員又はご本人以外の方に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、本会員のご負担とします。ただし、会員が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>(2) 会員が、<u>本人以外に暗証番号を知らせ、又は暗証番号が本人以外に知られた場合、これによって生じた損害は、本会員のご負担となります。ただし、暗証番号の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。</u></p> <p>(3) (略)</p>
<p>第5条(カードのご利用)</p> <p>(1) 会員は、当社が提携する株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」という)及びセゾンが提携するクレジットカードネットワーク等により利用可能な店舗・施設・売場等(以下「加盟店」という)で、カードを提示し、伝票等にカードと同一の署名を行うことにより、商品・権利の購入又はサービスの提供(商品・権利・サービスを以下「商品等」といい、当社が提供するものも含む)を受けることができます(以下「商品購入」という)。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もございます。なお、<u>当社が加盟店へ立替払いをすること及び商品等の購入を取り消し代金精算される際は当社の定める方法でお手続きいただくことを、予めご承諾いただきます。</u></p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、セゾンが指定する加盟店においては、立替払いではなく、当社がセゾンを通じて加盟店から商品購入代金債権を譲り受けることを予め承諾していただくものとし、<u>これらの場合、本会員に対する通知を省略することに承諾していただきます。ただし、取り消しについては、(1)を適用いたします。</u></p> <p>(3) セゾンが認める加盟店又は商品等については、(1)に定める伝票等への署名を省略すること、もしくは伝票等への署名に代えて暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び伝票等への署名に代えて暗証番号、カード番号等カード上に記された情報のいずれか又は両方を入力する方法等により、商品の提供を受けることができるものとします。</p> <p>(4) カードのご利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、加盟店が当社に対して<u>カードのご利用に関する確認をいたします。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りすることがあります。会員は、換金又は違法な取引を目的とするカードのご利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。</u></p> <p>(5) カードのご利用可能枠は、本会員からのご利用希望枠を参考に当社が審査し決定した額までとします。ただし、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には変更し、又はご利用を停止いたします。また、当社が認めた場合を除き、ご利用可能枠を超えたご利用はできません。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>第5条(カードのご利用)</p> <p>(1) 会員は、当社が提携する株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」という)及びセゾンが提携するクレジットカードネットワーク等により利用可能な店舗・施設・売場等(以下「加盟店」という)で、カードを提示するとともに、暗証番号を入力すること又は伝票等に署名することにより、商品・権利の購入又はサービスの提供(商品・権利・サービスを以下「商品等」といい、当社が提供するものも含む)を受けることができます(以下「商品購入」という)。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もあります。なお、<u>会員は、当社に対し、加盟店への立替払いを委任し、商品等の購入を取り消し代金精算される際には当社の定める方法でお手続きいただくことを予め承認いただきます。</u></p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、セゾンが指定する加盟店においては、立替払いではなく、当社がセゾンを通じて加盟店から商品購入代金債権を譲り受けることを予め承諾していただきます。ただし、取消しについては、(1)を適用いたします。なお、<u>会員は、第11条(1)に該当する場合を除いて、カード利用により生じた商品購入代金債権について、加盟店に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。</u></p> <p>(3) セゾンが認める加盟店又は商品等については、(1)に定める暗証番号の入力もしくは伝票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等により、商品購入できるものとします。</p> <p>(4) カードのご利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、加盟店が当社に<u>カード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りする場合があります。会員は、換金又は違法な取引を目的とするカードのご利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣(記念通貨を除く。)の購入を目的とするカードのご利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。</u></p> <p>(5) カードのご利用可能枠は、本会員からのご利用希望枠を参考に当社が決定した額までとします。ただし、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には変更し、又はご利用を停止いたします。また、当社が認めた場合を除き、<u>ご利用可能枠を超えたご利用について、第7条(2)②に定める1回払いを指定したものと同様に扱われることを承認します。</u></p> <p>(6) (略)</p>

<p>第 6 条(保険及び電話サービス等にかかる代金等のお支払い) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 会員又はカード解約された元会員(以下「会員等」という)が前項の継続的サービス事業提供者からの承諾を得ないために発生した継続的サービス利用代金の請求に対し、当社が継続的サービス事業提供者に支払いを行ったときにも、会員等はその継続的サービス利用代金を第 7 条(弁済金等の支払方法等) (1) によりお支払いいただきます。</p> <p>(5) カードが解約又は利用停止となった場合は、当社は継続的サービス事業提供者に対する継続的サービス利用代金の支払いを中止できます。この場合に当該継続的サービス事業提供者との契約が解約となっても、当社は責任を負いません。なお、会員等が契約の継続を希望される場合は、直接継続的サービス事業提供者との間でお手続きをお願いします。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>第 6 条(保険及び電話サービス等にかかる代金等のお支払) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 会員又はカード解約された元会員(以下「会員等」という)が(2)の継続的サービス事業提供者からの承諾を得ないために発生したご利用代金の請求に対し、当社が継続的サービス事業提供者に支払を行ったときにも、会員等にはそのご利用代金を第 7 条(1) によりお支払いいただきます。</p> <p>(5) カードが解約又は利用停止となった場合は、当社は、継続的サービス事業提供者に対するご利用代金の支払を中止できます。この場合に当該サービス契約が解約となっても、当社は、責任を負いません。なお、会員等が当該サービス契約の継続を希望される場合は、直接継続的サービス事業提供者との間でお手続きいただきます。</p> <p>(6) (略)</p>
<p>第 7 条(弁済金等の支払方法等) (1) (略) ①～③ (略)</p> <p>(2) 会員にはご利用の都度、以下のリボルビング方式、1 回払い、ボーナス一括払い、2 回払い又はボーナス 2 回払いのいずれかをご指定いただけます。ただし、1 回払い以外のご利用は、当社が指定する加盟店・商品等・期間に限らせていただきます。なお、お支払い方法のご指定がない場合には、1 回払いとなります。</p> <p>①リボルビング方式—利用算定日における利用締切日が到来したリボルビング払いの商品購入代金の残高(以下「リボ算定日残高」という)を基礎として、本会員が予め選択した、末尾「月々のお支払額算出表」記載の標準コースもしくは長期コースに定める金額又は本会員が定額コースを選択のうえ、1 万円単位で予め指定した金額(以下「弁済金」という)をお支払いいただく方法です。弁済金には、各コースともに当社所定の手数料を含みます。手数料の実質年率は、カード送付時の書面で通知します。手数料は毎月のリボ算定日残高に対し当月 5 日から翌月 4 日までの日割計算とします。但し、初回手数料は、利用算定日の翌日から翌月 4 日までを日割計算とします。なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払いも可能です。この場合の手数料は、利用算定日の翌日又は前回お支払いされた日の翌日からの日割計算によります。</p> <p>②～⑤ (略) (新規に規定)</p>	<p>第 7 条(弁済金等の支払方法等) (1) (略) ①～③ (略)</p> <p>(2) 会員には、ご利用の都度、以下のリボルビング払い、1 回払い、ボーナス一括払い、2 回払い又はボーナス 2 回払いのいずれかをご指定いただけます。ただし、1 回払い以外のご利用は、当社が指定する加盟店・商品等・期間に限りです。なお、支払方法のご指定がない場合には、1 回払いとなります。</p> <p>①リボルビング払い—利用算定日における利用締切日までにご利用されたリボルビング払いの商品購入代金の残高(以下「リボ算定日残高」という)を基礎として、本会員が予め選択した、末尾「月々のお支払額算出表」記載の標準コースもしくは長期コースに定める金額又は本会員が定額コースを選択の上、5 千円単位で予め指定した金額(以下「弁済金」という)をお支払いいただく方法です。弁済金には、各コースともに当社所定のリボ手数料を含みます。リボ手数料の実質年率は、カード送付時の書面で通知します。リボ手数料は毎月のリボ算定日残高に対し当月 5 日から翌月 4 日までの日割計算とします。ただし、初回リボ手数料は、利用締切日の翌日から翌月 4 日までを日割計算とします。なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払も可能です。この場合のリボ手数料は、利用締切日の翌日又は前回お支払された日の翌日からの日割計算によります。また、定額コースを選択の場合で、月々のリボ手数料が本会員の指定された金額を超えるときは、当月のリボ手数料を超えるまで、ご指定の金額に 1 万円単位で加算した金額が当月のお支払額となります。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥支払方法の変更(スキップ払い、支払回数:2～6 回、スキップ指定月以外は手数料のみのお支払) —支払方法変更の申出があり、当社が認めた場合には、1 回払いのご利用分について当初のお支払日(以下「当初お支払日」という)が属する月から 6 ヶ月後の月までのうち会員が指定した月(以下「スキップ</p>

⑥支払方法の変更－支払方法変更の申し出があり、当社が認めた場合には、1回払い分、ボーナス一括払い分及び2回払い分をリボルビング払いに変更できます。この場合、1回払い分は、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとします。ボーナス一括払い分は、変更後最初に到来する利用算定日(但し、利用算定日当日に変更した場合は当該利用算定日とし、変更日からボーナス一括払いのお支払日まで利用算定日がない場合は、直前の利用算定日とします。)の対象となる利用締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。また2回払い分は、1回目の支払い分に応答する利用算定日以前にお申し出があった場合は、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものと、当該利用算定日より後にお申し出があった場合は、各回の支払金額について、各回のお支払日の直前の利用締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。

⑦支払方法の自動変更サービス－当社の定める方法でお申し出いただくことにより、全ての商品購入代金のお支払い方法をリボルビング方式へ変更できます。

(3)(2)①の弁済金、②の1回払いによりお支払いいただく金額及び、③から⑤によって各回ごとにお支払いいただく金額(以下「分割支払金」といい、毎月のお支払い金額の総称を「弁済金等」という)は予めご利用明細書で通知します。本会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。弁済金等、利用内容、残高その他ご利用明細書に記載の内容については、当該通知受取り後20日以内に、本会員から特にお申し出のない場合は承認されたものといたします。

「スキップお支払日」という)のお支払日(以下「スキップお支払日」という)に一括してお支払することができます。なお、会員は一度指定したスキップ指定月を再度変更することはできません。会員にはスキップ払いに変更した商品購入代金に対し当初お支払日が属する月の5日からスキップお支払日が属する月の4日までの手数料をお支払いいただきます。手数料は、毎月5日(初回は当初お支払日が属する月の5日)から翌月4日までの期間について、日割計算したものを翌々月のお支払日にお支払いいただきます。なお、当社所定の方法によるお支払日前のお支払も可能です。

⑦支払方法の変更(リボルビング払い)－支払方法変更の申し出があり、当社が認めた場合には、1回払い分、ボーナス一括払い分、2回払い分及びスキップ払い分をリボルビング払いに変更できます。この場合、1回払い分からの変更のときは、カード利用時点でリボルビング払いの利用があったものとみなします。ボーナス一括払い分からの変更のときは、変更後最初に到来する利用算定日(ただし、利用算定日当日に変更した場合は当該利用算定日とし、変更日からボーナス一括払いのお支払日まで利用算定日がない場合は、直前の利用算定日とします。)の対象となる利用締切日にリボルビング払いの利用があったものとみなします。2回払い分からの変更のときは、1回目の支払分に相当する利用算定日以前にお申し出があった場合は、カード利用時点でリボルビング払いの利用があったものとみなし、当該利用算定日より後にお申し出があった場合は、各回の支払金額について、各回のお支払日の直前の利用締切日にリボルビング払いの利用があったものとみなします。また、スキップ払いからの変更のときは、変更の直前の利用締切日(ただし、事務上の都合により変更後最初に到来する利用締切日となる場合があります。なお、利用締切日当日に変更した場合は、当該利用締切日とします。)にリボルビング払いの利用があったものとみなし、スキップ払いに係る手数料は、リボルビング払いの利用があったものとみなされる利用締切日の直前の4日まで発生します。

⑧支払方法の自動変更サービス－当社の定める方法でお申し出があり、当社が認めた場合には、以後、全ての商品購入代金の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。ただし、以下に該当する場合は、この限りではありません。

(イ)リボルビング払いに変更する時点でショッピングサービスのご利用可能枠を超過していた場合。

(ロ)当社がリボルビング払いの取扱を不適当と認めた加盟店・商品等での利用の場合。

(3)(2)①の弁済金(⑦による変更後の弁済金を含む)、②の1回払いによりお支払いいただく金額、及び③から⑥によって各回ごとにお支払いいただく金額(以下「分割支払金」といい、毎月のお支払い金額の総称を「弁済金等」という)は予めご利用明細書で郵送又は電磁的方法により通知します。本会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。弁済金等、利用内容、残高その他ご利用明細書に記載の内容については、当該通知受取り後20日以内に、本会員から特にお申し出のない場合は承認されたものとします。

<p>(4) (略)</p> <p>(5) 手数料率及び末尾「月々お支払額算出表」の金額は、金融情勢等により変更することがあります。その場合、第 19 条(本規約の変更等)の規定にかかわらず、当社から変更をお知らせいたしました時の残高を含め、変更後の手数料率及び<u>弁済金額</u>が適用されます。</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 手数料率、末尾「月々のお支払額算出表」の金額は、金融情勢等により変更することがあります。その場合、第 19 条(本規約の変更等)の規定にかかわらず、当社から変更をお知らせした時の残高を含め、変更後の手数料率及び金額が適用されます。</p>
<p>第 8 条(弁済金等の遅延損害金)</p> <p>(1) 弁済金等のお支払いを遅れた場合は、当該金額(第 7 条(弁済金等の支払方法等)(2)①の手数料を除きます。)に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで、年 14.6%で計算された遅延損害金をいただきます。ただし、分割支払金については、当該分割支払金の残金全額に対し年 6.0%で計算された額を超えないものとします。</p> <p>(2) 第 20 条(期限の利益喪失)に該当した場合は、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、1 回払い及びリボルビング払いによる商品購入代金については残債務の全額に対し年 14.6%、分割支払金の残金全額については年 6.0%で計算された遅延損害金をいただきます。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第 8 条(弁済金等の遅延損害金)</p> <p>(1) 弁済金等のお支払を遅滞した場合は当該金額(第 7 条(弁済金等の支払方法等)(2)①、⑥の手数料を除きます。)に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで、年 14.6%で計算した遅延損害金をいただきます。ただし、分割支払金に対する遅延損害金は、当該分割支払金の残金全額に対し<u>法定利率</u>により計算した額を超えないものとします。</p> <p>(2) 第 20 条(期限の利益喪失)に該当した場合は、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、1 回払い及びリボルビング払いによる商品購入代金については残債務の全額に対し年 14.6%の割合で、分割支払金の残金全額については<u>法定利率</u>により計算した遅延損害金をいただきます。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>第 11 条(支払停止の抗弁)</p> <p>(1) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 商品の破損、汚損、故障、又は商品・権利に、<u>その他</u>何らかの欠陥がある場合。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (2)のお申し出をするときは、問題解決のために加盟店との交渉に努めていただきます。</p> <p>(4) (2)のお申し出をするときは、上記内容がわかるものを書面にて(資料がある場合には資料を添付して下さい)当社に提出していただきます。また、お申し出の内容を当社が調査するときは、ご協力いただきます。</p> <p>(5) (1)の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当するときは、お支払いを停止することはできません。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ リボルビング払いで利用した 1 回の商品購入代金の合計が 3 万 8 千円に満たないとき。</p> <p>④～⑤ (略)</p>	<p>第 11 条(支払停止の抗弁)</p> <p>(1) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 商品の破損、汚損、故障、又は商品・権利に何らかの欠陥がある場合。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (2)のお申出のときは、問題解決のために加盟店との交渉に努めていただきます。</p> <p>(4) (2)のお申出のときは、上記内容が分かるものを書面で(資料がある場合には資料を添付してください)当社に提出していただきます。また、お申出の内容を当社が調査するときは、ご協力いただきます。</p> <p>(5) (1)の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当するときは、お支払を停止することはできません。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ リボルビング払いで利用した 1 回の商品購入に係る<u>現金価格</u>の合計が 3 万 8 千円に満たないとき。</p> <p>④～⑤ (略)</p>
<p>第 12 条(キャッシングサービス)</p> <p>(1) 本会員は、以下のいずれかの方法により当社から融資(以下「キャッシングサービス」という)を受けられます。本会員が申し込み、当社が認めた場合は家族会員もキャッシングサービスを利用できます。</p>	<p>第 12 条(キャッシングサービス)</p> <p>(1) 本会員は、以下のいずれかの方法により当社から融資(以下「キャッシングサービス」という)を受けられます。本会員が申し込み、当社が認めた場合は家族会員もキャッシングサービスを利用できます。</p>

<p>①当社及び当社の提携する金融機関等組織の現金自動支払機又は現金自動預払機(以下「CD・ATM」という)を利用する方法。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2)1回当たりの融資金額は、原則として1万円単位といたします。ただし(1)②の方法による場合、及び当社が認める場合に限り1,000円単位とします。キャッシングサービスのご利用可能枠及び利用の停止については第5条(カードのご利用)(5)、当社クレジットカードを2枚以上お持ちの場合のご利用可能な上限額、及びそれぞれにクレジットカードのご利用枠については第5条(6)を適用いたします。</p> <p>(3)当社は、会員のキャッシングサービスご利用方法について、当社が不適切と認めた場合には、キャッシングサービスのご利用をお断りすることがあります。</p>	<p>①当社及び当社の提携する金融機関等組織の現金自動預払機(以下「ATM」という)を利用する方法。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2)1回当たりの融資金額は、原則として1万円単位といたします。ただし(1)②の方法による場合、及び当社が認める場合に限り1,000円単位とします。キャッシングサービスのご利用可能枠及び利用の停止については第5条(カードのご利用)(5)、当社クレジットカードを2枚以上お持ちの場合のご利用可能な上限額、及びそれぞれのクレジットカードのご利用可能枠については第5条(6)を適用いたします。</p> <p>(3)当社は、会員のキャッシングサービスの利用方法について、当社が不適切と認めた場合には、キャッシングサービスのご利用をお断りすることがあります。</p>
<p>第13条(融資金の支払方法等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1)会員には、ご利用の都度、以下の定額のリボルビング方式(以下「リボルビング方式」という)、又は一括返済方式(以下「一括払い」という)のいずれかをご指定いただけます。</p> <p>①リボルビング払い—本会員が予め選択した以下の標準コース又は長期コースによりお支払いいただく方法です(長期コースは、当社が認めた場合に限り選択可能です)。</p> <p>○標準コース—毎月のお支払日に、融資金等を1万円ずつ(1万円未満の場合は全額)お支払いいただく方法です。ただし、融資金算定日における融資金締切日が到来したリボルビング方式の融資金残高(以下「融資金リボ残高」という)が20万円を超えた場合は支払金額を5千円増額し、<u>これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額</u>します。</p> <p>(新規に規定)</p> <p>○長期コース—毎月のお支払日に、融資金等を4千円ずつ(4千円未満の場合は全額)お支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が10万円を超えた場合は支払金額を2千円増額し、<u>これに加え5万円を超える毎に2千円ずつ増額</u>します。</p> <p>②一括払い—お支払日に融資金等を全額一括してお支払いいただく方法です(①の毎月のお支払額と②によってお支払</p>	<p>第13条(融資金の支払方法等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)会員には、ご利用の都度、以下の定額リボルビング方式(以下「リボルビング方式」という)、又は一括返済方式(以下「一括払い」という)のいずれかをご指定いただけます。</p> <p>①リボルビング方式—本会員が予め選択した以下の標準コース、ゆとりコース又は長期コースによりお支払いいただく方法です(長期コースは、当社が認めた場合に限り選択可能です)。<u>なお、利息が末尾「キャッシングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表」に定める金額を超えるときは、利息を超えるまで、当該金額に1千円単位で加算した金額がお支払額になります。ただし、加算する金額の上限は5千円までとします。</u></p> <p>○標準コース—毎月のお支払日に、融資金等を1万円ずつ(1万円未満の場合は全額)お支払いいただく方法です。ただし、融資金算定日における融資金締切日が到来したリボルビング方式の融資金残高(以下「融資金リボ残高」という)が20万円を超えた場合は支払金額を5千円増額し、<u>以降融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を5千円ずつ増額</u>します。</p> <p>○ゆとりコース—毎月のお支払日に、融資金等を4千円(融資金リボ残高が、4千円未満の場合は全額、30万円を超える場合は1万1千円)ずつお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を4千円(融資金リボ残高が、30万円を超える場合は、10万円増す毎に3千円)ずつ増額します。なお、ゆとりコースについては、<u>新たなキャッシングリボのご利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。</u></p> <p>○長期コース—毎月のお支払日に、融資金等を4千円ずつ(4千円未満の場合は全額)お支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が10万円を超えた場合は支払金額を2千円増額し、<u>以降融資金リボ残高が5万円増す毎に支払金額を2千円ずつ増額</u>します。</p> <p>②一括払い—お支払日に融資金等を全額一括してお支払いいただく方法です(①の毎月の支払金額と②による支払金額と</p>

<p>いただく金額とを合わせ、以下「返済金」という。</p> <p>③～④ (略) (3) (略)</p> <p>(4) 返済金のお支払日、その他の支払方法については第7条(弁済金等の支払方法等)(1)①、③を、返済金の請求通知等については第7条(3)を、返済金の増額については第7条(4)を、リボルビング方式の月々支払金額及び利率の変更については第7条(5)をそれぞれ適用いたします。なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払いも可能です。この場合の利息は、ご利用日又は前回お支払いされた日の翌日からの日割計算によります。</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>を合わせ、以下「返済金」という。</p> <p>③～④ (略) (3) (略)</p> <p>(4) 返済金の支払方法については第7条(弁済金等の支払方法等)(1)①、③を、返済金の請求通知等については第7条(3)を、返済金の増額については第7条(4)を、リボルビング方式の月々支払金額及び利率の変更については第7条(5)をそれぞれ適用します。なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払も可能です。この場合の利息は、ご利用日又は前回お支払された日の翌日からの日割計算によります。</p> <p>(5)～(7) (略)</p>
<p>第14条(融資金の遅延損害金)</p> <p>(1) 返済金のお支払いが遅延した場合は、当該金額の融資金相当分に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで融資利率の1.46倍の実質年率(ただし、年20.0%を上限とします)で計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>第14条(遅延損害金)</p> <p>(1) 返済金のお支払が遅滞した場合は、当該金額の融資金相当分に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで融資利率の1.46倍の年率(ただし、年20.0%を上限とします)で計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>
<p>第16条(カードの紛失、盗難等)</p> <p>(1) カードを紛失されたり、盗難にあった場合又はカード情報を不正取得された場合(以下「紛失等」という)、会員は、すみやかに当社へ連絡し、当社所定の書面をご提出のうえ、所轄の警察署へお届けいただきます。なお、被害状況等を当社が調査する際には、ご協力いただきます。</p> <p>(2) (1)の場合、ご本人以外によるカードの使用により生じた損害のうち、当社にご連絡をいただいた日を含めて、61日前までさかのぼり、その後に発生した分については会員の責任はないものといたします。ただし、以下の項目に該当する場合は、本会員にお支払いいただきます。</p> <p>① 会員が第2条(カードの貸与)に違反されたことによる場合。 ② ①以外に、会員が本規約に違反されている場合。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 第4条(暗証番号)(2)にあたる場合。</p> <p>⑥ カードが会員の家族、親類、同居人、その他会員以外の関係者によって使用されたことによる場合。</p> <p>⑦ (略)</p>	<p>第16条(カードの紛失、盗難等)</p> <p>(1) カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合又はカード情報を不正取得された場合(以下「紛失等」という)、会員には、速やかに当社へ連絡し、当社所定の書面をご提出の上、所轄の警察署へお届けいただきます。なお、被害状況等を当社が調査する際には、ご協力いただきます。</p> <p>(2) (1)の場合、本人以外によるカード又はカード情報の使用により生じた損害のうち、当社にご連絡をいただいた日を含めて、61日前までさかのぼり、その後に発生した分については会員の責任はないものといたします。ただし、以下の項目に該当する場合は、本会員にお支払いいただきます。</p> <p>① 会員が第2条(カードの貸与)に違反したことによる場合。 ② ①以外に、会員が本規約に違反した場合。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 第4条(暗証番号)(2)にあたる場合。ただし、第4条(2)ただし書に該当する場合は除きます。</p> <p>⑥ カード又はカード情報が会員の家族、親類、同居人、その他会員以外の関係者によって使用されたことによる場合。</p> <p>⑦ (略)</p>
<p>第18条(お届け事項の変更等)</p> <p>(1) 本会員には、住所、氏名、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、金融機関口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項(取引目的等を含みます。)等のお届け事項に変更があった場合、すみやかに当社へ変更の手続きをおとりいただきます。</p>	<p>第18条(お届け事項の変更等)</p> <p>(1) 本会員には、住所、氏名、電話、メールアドレス、勤務先、金融機関口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項(取引目的等を含みます。)等に変更があった場合、速やかに当社へ変更の手続きをおとりいただきます。</p>

<p>(2)当社が本会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情により(1)の変更手続きをとれなかった場合を除きます。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(2)当社が本会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情により(1)の変更手続きをとれなかったと<u>当社が認めた</u>場合を除きます。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>第 19 条(本規約の変更等) <u>当社は本規約の一部もしくは全てを変更する場合は、当社ホームページ(https://www.daiwahousefinancial.co.jp)での告知その他当社所定の方法により本会員へお知らせいたします。なお、お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後 1ヶ月の経過をもって、内容を承認いただいたものとみなします。</u></p>	<p>第 19 条(本規約の変更等) <u>(1)当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ (https://www.daiwahousefinancial.co.jp)において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第 2 号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、予め当社のホームページへの掲載等を行うものとします。</u></p> <p><u>①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。</u></p> <p><u>②変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</u></p> <p><u>(2)当社は、前項に基づくほか、予め変更後の内容を当社ホームページ(https://www.daiwahousefinancial.co.jp)において告知する方法又は本会員に通知する方法その他当社所定の方法により本会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、本会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。</u></p>
<p>第 20 条(期限の利益喪失) (1)以下のいずれかに該当する場合は、当社からの通知等がなくとも期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。</p> <p>①弁済金又は分割支払金のお支払いが遅れ、当社から 20 日以上の相当な期間を設け、その旨を書面で催告したにもかかわらず、その期間内のお支払いがなかったとき。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>⑦本会員又は本会員の経営される会社が、破産、民事再生、特別清算、会社更生、その他債務整理に関して裁判所の関与する手続きの申立てを受けたとき、又は自らこれらもしくは特定調停の申立てを<u>された</u>とき。</p> <p>(2)以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により、期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。</p> <p>①(1)の①から④を除き、本規約上の義務に違反し、それが重大なものであるとき。</p>	<p>第 20 条(期限の利益喪失) (1)以下のいずれかに該当する場合は、当社からの通知等がなくとも期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。</p> <p>①弁済金又は分割支払金のお支払が遅れ、当社から 20 日以上の相当な期間を設けて支払を書面で催告したにもかかわらず、その期間内のお支払がなかったとき。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>⑦本会員又は本会員の経営される会社が、破産、民事再生、特別清算、会社更生、その他債務整理に関して裁判所の関与する手続きの申立てを受けたとき、又は自らこれらもしくは特定調停の申立てを<u>した</u>とき。</p> <p><u>⑧カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。</u></p> <p>(2)以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。</p> <p>①(1)①から④及<u>び⑧</u>を除き、本規約上の義務に違反し、それが重大なものであるとき。</p>

<p>② (略)</p> <p>③会員が、第 22 条(その他承諾事項)②の暴力団等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</p>	<p>② (略)</p> <p>③会員が、第 22 条(その他承諾事項)④の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</p>
<p>第 21 条(合意管轄裁判所) 会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、本会員の住所地又は当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所といたします。</p>	<p>第 21 条(合意管轄裁判所) 会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、本会員の住所地及び当社の本社、支店の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を<u>第一審の専属的な合意管轄裁判所</u>といたします。</p>
<p>第 22 条(その他承諾事項) (1) 会員はその他以下の事項を<u>あらかじめ承諾</u>していただきます。</p> <p>① 第 7 条(弁済金等の支払方法等) (2)①の手数料、第 13 条(融資金の支払方法等) (3)の融資金の利息並びに第 8 条(遅延損害金)及び第 14 条(遅延損害金)の遅延損害金は、年 365 日(うるう年は年 366 日)の日割計算で行うこと。</p> <p>② <u>キャッシングサービスのご利用及び返済金のお支払いを C・D・ATM で行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第 2 条に定める額を上限とします。)をご負担いただくこと。</u></p> <p>③ 本会員のご都合により第 7 条(弁済金等の支払方法等)、第 13 条(融資金の支払方法等)以外のお支払い方法において発生した入金費用、公租公課又は訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格をなくされた後についても本会員にご負担いただくこと。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</p> <p>④ 当社が本会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。</p> <p>⑤ 当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収すること。</p> <p>⑥ 当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性がある<u>と判断した場合には、</u>会員に事前に通知することなく、商品購入及びキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。</p> <p>⑦ 前号の場合に、<u>当社がカードを無効化のうえカード再発行手続きをとることがあること。</u></p> <p>⑧ 当社が本会員に対し、与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、勤務先、収入等の確認を求めるとともに、</p>	<p>第 22 条(その他承諾事項等) (1) 会員は以下の事項を<u>予め承認</u>していただきます。</p> <p>① 第 7 条(弁済金等の支払方法等) (2)①、⑥の手数料、第 13 条(融資金の支払方法等) (3)の融資金の利息並びに第 8 条(弁済金等の遅延損害金)及び第 14 条(遅延損害金)の遅延損害金は、年 365 日(うるう年は年 366 日)の日割計算で行うこと。</p> <p>② 本会員のカードについて第 7 条(1)①の口座振替によるお支払が連続して 13 ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。</p> <p>③ 当社が、本会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。</p> <p>④ カード使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。</p> <p>⑤ 当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」という)を利用する場合であって、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。</p> <p><u>(2) 会員は、以下の義務を負うことを承認します。</u></p> <p>① 第 7 条(3)に定めるご利用明細書について、本会員が電磁的方法による通知を希望せず、当社が郵送でお送りする場合、本会員には当社所定の発行費用をご負担いただくこと。<u>ただし、当社が認めた場合並びにご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。</u></p> <p>② <u>キャッシングサービスのご利用及び返済金のお支払を ATM で行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第 2 条に定める額を上限とします。)をご負担いただくこと。</u></p> <p>③ 本会員のご都合により第 7 条(弁済金等の支払方法等)、第 13 条(融資金の支払方法等)以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した後についても本会員にご負担いた</p>

<p>本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただく<u>ことがあること</u>。</p> <p>⑨当社が本会員に対し、与信及び与信後の管理、弁済金等又は返済金の回収のため確認が必要な場合に、本会員の自宅、携帯、勤務先及びその他の連絡先に<u>電話確認</u>を取ることがあること。</p> <p>⑩本会員のカードについて第7条(弁済金等の支払方法等) (1)①の口座振替によるお支払が連続して13ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。</p> <p>⑪前号の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。</p> <p>⑫当社が本会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。</p> <p>⑬カードの使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。</p> <p>⑭当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」という)を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃<u>できること</u>。</p> <p><u>(2)本会員は、会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員に該当せず、また、該当しなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、本会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(3)当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関す</u></p>	<p>だくこと。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</p> <p>④当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただき、また当社の求めに応じてカードをご提出いただくこと。</p> <p>⑤与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、<u>当社の求めに応じて、勤務先、収入等を申告いただくとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等</u>を取得、ご提出いただくこと。</p> <p>⑥(1)②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。</p> <p><u>(3)当社は、以下の各号の行為を行うことができます。</u></p> <p>①当社の本会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。</p> <p>②当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性がある<u>と判断した場合に、会員に事前に通知することなく、商品購入及びキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすること。</u></p> <p>③前号の場合に、<u>カードを無効化するとともに、カードの再発行</u>手続をとること。</p> <p>④与信及び与信後の管理、弁済金等又は返済金の回収のため確認が必要な場合に、本会員の自宅住所、電話(携帯電話等を含む)、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に<u>連絡</u>を取ること。</p> <p>⑤当社が必要と認めた場合に、付帯サービスを改廃<u>すること</u>。</p> <p><u>(4)本会員は、会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、本会員は、当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(5)当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関す</u></p>
--	---

<p>る法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性がある」と判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</p>	<p>る法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性がある」と判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</p>
<p>第23条(会員資格の喪失等)</p> <p>(1)本会員が以下のいずれかに該当した場合は、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等の処置をさせていただきます。また、当社からカードの返却、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。</p> <p>①第7条(弁済金等の支払方法等)(1)①の自動振替手続きのために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき、又は前条(1)⑩の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。</p> <p>② (略)</p> <p>③カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、届出等を行う際に虚偽の申告をしたとき、又は、当社に対する債務の返済が行われないとき。</p> <p>④信用情報機関の情報により、本会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>⑤～⑨ (略)</p> <p>(2)(1)の処置は、加盟店、<u>CD・ATM機</u>を通じて行うなど当社所定の方法により行うものといたします。</p> <p>(3)会員のご都合でカードを解約される場合には当社所定の届出を行っていただき、カードを返却していただきます。</p> <p>(4)本会員が会員資格を<u>取り消された</u>場合には、家族会員も会員資格を喪失します。</p> <p>(5)～(6) (略)</p>	<p>第23条(会員資格の喪失等)</p> <p>(1)本会員が以下のいずれかに該当した場合は、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等の処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、<u>破棄</u>、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。</p> <p>①第7条(弁済金等の支払方法等)(1)①の自動振替手続きのために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書をご提出いただけないとき、又は前条(2)⑥の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。</p> <p>② (略)</p> <p>③カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、<u>申告</u>、届出などで虚偽の申告をしたとき、又は、当社に対する債務の返済が行われないとき。</p> <p>④<u>個人</u>信用情報機関の情報により、本会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>⑤～⑨ (略)</p> <p>(2)(1)の処置は、加盟店、ATMを通じて行うなど当社所定の方法により行います。</p> <p>(3)会員のご都合でカードを解約される場合は、当社所定の届出を行っていただき、カードを返却、<u>もしくは裁断のうえ破棄</u>していただきます。</p> <p>(4)本会員が会員資格を<u>喪失した</u>場合には、家族会員も会員資格を喪失します。</p> <p>(5)～(6) (略)</p>
<p>第24条(日本国外でのカードのご利用)</p> <p>日本国外でのカードのご利用については、以下のことが適用されます。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(新規に規定)</p>	<p>第24条(日本国外でのカードのご利用)</p> <p>日本国外でのカードのご利用については、以下のことが適用されます。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤商品購入に係る契約が解除された場合等における解除処理についても、<u>上記①が適用されます。①の時点で適用されるレートと本⑤の解除処理の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。</u></p>
<p>第26条(適用)</p> <p>HeartOne アmerican・エクスプレス・カードについては、第25</p>	<p>第26条(適用)</p> <p>HeartOne アmerican・エクスプレス・カード(以下本章において</p>

<p>条までの規定に加え <u>HeartOne アmerican・エクスプレス・カード特則が適用されます</u>。両規定が重複する場合は、本特則を優先いたします。</p>	<p>「<u>本カード</u>という)については、第 25 条までの規定に加え本特則を適用いたします。両規定が重複する場合は、本特則を優先いたします。</p>
<p>第 27 条(カードの発行) 第 25 条までの規約と本特則(以下総称して「本規約」という)をご承認の上当社に入会のお申込みをされ、当社が第 1 条に定める本会員又は家族会員として認めた方(以下「会員」という)に <u>HeartOne アmerican・エクスプレス・カード(以下「本カード」という)を発行いたします</u>。</p>	<p>第 27 条(カードの発行) 第 25 条までの規約と本特則(以下総称して「本規約」という)をご承認の上当社に入会のお申込みをされ、当社が第 1 条に定める本会員又は家族会員として認めた方(以下「会員」という)に <u>本カード</u>を発行いたします。</p>
<p>第 33 条(適用) HeartOne 大和ハウスグループ・American・エクスプレス・カードについては、第 25 条までの規定に加え、<u>HeartOne 大和ハウスグループ・American・エクスプレス・カード特則が適用されます</u>。両規定が重複する場合は、本特則を優先いたします。</p>	<p>第 33 条(適用) HeartOne 大和ハウスグループ・American・エクスプレス・カード(以下本章において「本カード」という)については、第 25 条までの規定に加え本特則を適用いたします。両規定が重複する場合は、本特則を優先いたします。</p>
<p>第 34 条(カードの発行) 第 25 条までの規約と本特則(以下総称して「本規約」という)をご承認の上当社に入会のお申込みをされ、当社が第 1 条に定める本会員又は家族会員として認めた方(以下「会員」という)に <u>HeartOne 大和ハウスグループ・American・エクスプレス・カード(以下「本カード」という)を発行いたします</u>。</p>	<p>第 34 条(カードの発行) 第 25 条までの規約と本特則(以下総称して「本規約」という)をご承認の上当社に入会のお申込みをされ、当社が第 1 条に定める本会員又は家族会員として認めた方(以下「会員」という)に <u>本カード</u>を発行いたします。</p>
<p>第 38 条(適用) HeartOne プラチナ・American・エクスプレス・カードについては、第 25 条までの規定に加え <u>HeartOne プラチナ・American・エクスプレス・カード特則が適用されます</u>。両規定が重複する場合は、本特則を優先いたします。</p>	<p>第 38 条(適用) HeartOne プラチナ・American・エクスプレス・カード(以下本章において「本カード」という)については、第 25 条までの規定に加え本特則を適用いたします。両規定が重複する場合は、本特則を優先いたします。</p>
<p>第 39 条(カードの発行) 第 25 条までの規約と本特則(以下総称して「本規約」という)をご承認の上当社に入会のお申込みをされ、当社が第 1 条に定める本会員又は家族会員として認めた方(以下「会員」という)に <u>HeartOne プラチナ・American・エクスプレス・カード(以下「本カード」という)を発行いたします</u>。</p>	<p>第 39 条(カードの発行) 第 25 条までの規約と本特則(以下総称して「本規約」という)をご承認の上当社に入会のお申込みをされ、当社が第 1 条に定める本会員又は家族会員として認めた方(以下「会員」という)に <u>本カード</u>を発行いたします。</p>
<p>第 40 条(年会費) 本会員は当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録した月(以下「会員登録月」という)の翌月から 1 年分を、会員登録月の末日を締切日として、締切日の翌々月に第 7 条(弁済金等の支払方法等) (1)に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードのご解約又は会員資格を喪失された場合でもお返ししません。</p>	<p>第 40 条(年会費) 本会員は当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録をした月(以下「会員登録月」という)の翌月からの 1 年分を、会員登録月の末日を締切日として、締切日の翌々月 <u>4 日</u>に第 7 条(弁済金等の支払方法等) (1)①に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードを解約又は会員資格を喪失した場合でもお返ししません。</p>
<p>第 45 条(HeartOne プラチナ・American・エクスプレスカード) HeartOne プラチナ・American・エクスプレス・カードについては、第 13 条(融資金の支払方法等) (1)①は次のとおりとします。 ①リボルビング払い ○3 万円コース—本会員が 3 万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。但し、融資金算定日における融資金締切日が到来したリボルビング払いの融資金残高(以下「融資金リボ残高」という)が 60 万円を超えたときは、支払金額を 5 千円増額し、これに加え 10 万円を超える毎に 5 千円ずつ増額しま</p>	<p>第 45 条(HeartOne プラチナ・American・エクスプレスカード) HeartOne プラチナ・American・エクスプレス・カードについては、第 13 条(融資金の支払方法等) (2)①は次のとおりとします。 ①リボルビング方式 ○3 万円コース—本会員が 3 万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。ただし、融資金算定日における融資金締切日が到来したリボルビング払いの融資金残高(以下「融資金リボ残高」という)が 60 万円を超えたときは、支払金額を 5 千円増額し、以降融資金リボ残高が 10 万円増す毎に支払金額を 5</p>

<p>す。</p> <p>○5万円コース—本会員が5万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。但し融資金リボ残高が100万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、<u>これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額</u>します。</p> <p>○10万円コース—本会員が10万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。但し、融資金リボ残高が200万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、<u>これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額</u>します。</p> <p>(新規に規定)</p>	<p>千円ずつ増額します。</p> <p>○5万円コース—本会員が5万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が100万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、<u>以降融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を5千円ずつ増額</u>します。</p> <p>○10万円コース—本会員が10万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が200万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、<u>以降融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を5千円ずつ増額</u>します。</p> <p>○ゆとりコース—毎月のお支払日に、融資金等を4千円(融資金リボ残高が、4千円未満の場合は全額、30万円を超える場合は1万1千円)ずつお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を4千円(融資金リボ残高が、30万円を超える場合は、10万円増す毎に3千円)ずつ増額します。なお、ゆとりコースについては、新たなキャッシングリボのご利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。</p>
<p>■ショッピングでのリボルビング払い月々お支払い額算出表(第7条(2)①参照) ※末尾記載</p>	<p>■ショッピングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表(第7条(2)①参照) ※末尾記載</p>
<p>(新規に規定)</p>	<p>■スキップ払いのお支払いについて(第7条(2)⑥参照) ※末尾記載</p>
<p>■キャッシングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表</p>	<p>■キャッシングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表 ※末尾記載</p>
<p>■ショッピングでのリボ払いお支払いの一例 ※末尾記載</p>	<p>■ショッピングでのリボ払いお支払いの一例 ※手数料率を15.0%で算出。末尾記載</p>
<p>(新規に規定)</p>	<p>■附則 第1条(第7条(2)①に関する読み替え規定) 2020年2月10日ご利用分までは、第7条(弁済金等の支払方法等)(2)①を以下の規定に読み替えて適用するものとします。</p> <p>(2)会員には、ご利用の都度、以下のリボルビング払い、1回払い、ボーナス一括払い、2回払い又はボーナス2回払いのいずれかをご指定いただけます。ただし、1回払い以外のご利用は、当社が指定する加盟店・商品等・期間に限りです。なお、支払方法のご指定がない場合には、1回払いとなります。</p> <p>①リボルビング払い—利用算定日における利用締切日が到来したリボルビング払いの商品購入代金の残高(以下「リボ算定日残高」という)を基礎として、本会員が予め選択した、末尾「月々のお支払額算出表」記載の標準コースもしくは長期コースに定める金額又は本会員が定額コースを選択の上1万円単位で予め指定した金額(以下「弁済金」という)をお支払いいただく方法です。弁済金には、各コースともに当社所定の手数料を含みます。リボ手数料の実質年率は、カード送付時の書面で通知します。リボ手数料は毎月のリボ算定日残高に対し当月5日から翌月4日までの日割計算とします。ただし、初回リボ手数料は、利用算定日の翌日から翌月4日までを日割計</p>

	<p>算します。なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払も可能です。この場合のリボ手数料は、利用算定日の翌日又は前回お支払いされた日の翌日からの日割計算によりま</p> <p><u>す。</u></p> <p>第 2 条(ショッピングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表)</p> <p>ショッピングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表に基づく月々のお支払額は、2020年3月ご請求分までは、新たなカードの利用がないときは、前回と同額の支払金額になります。</p> <p>●一般社団法人日本クレジット協会(JCA)が定める「標準用語」について</p> <p><u>HeartOne カード規約(特約がある場合は当該特約も含む)のリボルビング払い・2 回払い・ボーナス一括払い・ボーナス 2 回払い・分割払い・スキップ払いの「商品購入代金」は、標準用語の「利用金額」及び「現金価格」を表しています。</u></p>
<p>(問合わせ先)</p> <p>(1) 商品購入についてのお問合わせ、ご相談はカードをご利用になった加盟店にご連絡ください。</p> <p>(2) 立替払い(お支払い)、支払停止の抗弁に関する書面(HeartOne カード規約第 11 条(4))、キャッシングサービスについてのお問合わせ、ご相談は下記におたずねください。</p> <p>大和ハウスフィナンシャル株式会社 〒541-0051 大阪市中央区備後町 1-5-2 貸金業者登録番号 近畿財務局長(5)第 00803 号</p> <p>●HeartOne カードインフォメーションセンター(業務委託会社 株式会社クレディセゾン) 東京 03-5996-1791 大阪 06-7709-8053</p> <p>◆貸金業務にかかる指定紛争解決機関のご紹介 貸金業法に基づき、当社の貸金業務に関して、第三者の介入による解決をご希望の方に、以下の指定紛争解決機関をご紹介します。 <u>日本貸金業協会会員 第 001319 号</u></p>	<p>(問い合わせ先)</p> <p>(1) 商品購入についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用になった加盟店にご連絡ください。</p> <p>(2) 立替払い(お支払)、支払停止の抗弁に関する書面(HeartOne カード規約第 11 条(4))、及びキャッシングサービスについてのお問い合わせ、ご相談は下記におたずねください。</p> <p>大和ハウスフィナンシャル株式会社 〒541-0051 大阪市中央区備後町 1-5-2 貸金業者登録番号 近畿財務局長(5)第 00803 号 <u>日本貸金業協会会員 第 001319 号</u></p> <p>●HeartOne カードインフォメーションセンター(業務委託会社 株式会社クレディセゾン) 東京 03-5996-1791 大阪 06-7709-8053</p> <p>◆貸金業務にかかる指定紛争解決機関のご紹介 貸金業法に基づき、当社の貸金業務に関して、第三者の介入による解決をご希望の方に、以下の指定紛争解決機関をご紹介します。</p>

【下線部は改定部分を示します。】

■ショッピングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表(第 7 条(2)①参照)

(変更前)

標準コース		長期コース	
リボ算定日残高 弁済金	(月々のお支払額)	リボ算定日残高 弁済金	(月々のお支払額)
1 円～100,000 円	10,000 円	1 円～60,000 円	3,000 円

100,001 円～は 50,000 円増すごとに	5,000 円ずつ加算	60,001 円～200,000 円は、 20,000 円増すごとに	1,000 円ずつ加算
		200,001 円～400,000 円は、 25,000 円増すごとに	1,000 円ずつ加算
		400,001 円～500,000 円は、 50,000 円増すごとに	1,000 円ずつ加算
		500,001 円～は、 50,000 円増すごとに	2,000 円ずつ加算

※弁済金が上記の算出表の該当弁済金の額に満たない場合には、全額となります。

※新たなカードの利用がないときは、前回と同様のお支払い額となります。

(変更後)

標準コース		長期コース	
リボ算定日残高	弁済金 (月々のお支払額)	リボ算定日残高	弁済金 (月々のお支払額)
1 円～100,000 円	10,000 円	1 円～60,000 円	3,000 円
100,001 円～は 50,000 円増すごとに	5,000 円ずつ加算	60,001 円～200,000 円は、 20,000 円増すごとに	1,000 円ずつ加算
		200,001 円～400,000 円は、 25,000 円増すごとに	1,000 円ずつ加算
		400,001 円～500,000 円は、 50,000 円増すごとに	1,000 円ずつ加算
		500,001 円～は、 50,000 円増すごとに	2,000 円ずつ加算
<u>定額コース</u>			
<u>5 千円以上 5 千円単位でご指定いただいた金額を お支払いいただきます。</u>			

※弁済金が上記の算出表の該当弁済金の額に満たない場合には、全額となります。

※定額コースをご利用の場合で、月々のリボ手数料が本会員の指定された金額を超えるときは、当月のリボ手数料を超えるまで、ご指定の金額に 1 万円単位で加算した金額が当月のお支払額となります。

(新設)

■スキップ払いのお支払について(第 7 条(2)⑥参照)

(例) 2/15 現金価格 100,000 円(税込)、3 ヶ月スキップのとき

●分割払手数料: $100,000 \text{ 円} \times 15.00\% \div 365 \text{ 日} \times 91 \text{ 日} = 3,735 \text{ 円}$

●支払総額: $100,000 \text{ 円} + 3,735 \text{ 円} = 103,735 \text{ 円}$

●支払回数: 3 回

●各お支払日の分割支払金

2/15 1 回払い 旅行代金 100,000 円(税込)			
お支払額(弁済金)	1,231 円	101,273 円	1,231 円
	弁済金計算期間	4/5～5/4	5/5～6/4
リボ手数料	100,000 円×15.0%	100,000 円×15.0%	100,000 円×15.0%
	÷365 日×10 日	÷365 日×10 日	÷365 日×10 日

	リボ手数料	+100,000 円×15.0% ÷365 日×20 日 =1,231 円	+100,000 円×15.0% ÷365 日×21 日 =1,273 円	+100,000 円×15.0% ÷365 日×20 日 =1,231 円
	スキップ払い	—	お支払設定月 (3 か月)	—
	お支払日	6/4	7/4	8/4

※手数料に円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

■キャッシングでのリボルビング払い月々お支払額算出表(第13条(2)①参照)

(変更前)

締切日の融資金残高	長期コース	標準コース
1 円～100,000 円まで	4,000 円	10,000 円
100,001 円～150,000 円まで	6,000 円	
150,001 円～200,000 円まで	8,000 円	
200,001 円～250,000 円まで	10,000 円	15,000 円
250,001 円～300,000 円まで	12,000 円	
300,001 円～350,000 円まで	14,000 円	20,000 円
350,001 円～400,000 円まで	16,000 円	
400,001 円～450,000 円まで	18,000 円	
450,001 円～500,000 円まで	20,000 円	25,000 円
500,001 円～550,000 円まで	22,000 円	
550,001 円～600,000 円まで	24,000 円	30,000 円
	以降 50,000 円増すごとに 2,000 円ずつ加算	
		以降 100,000 円増すごとに 5,000 円ずつ加算

(変更後)

融資金リボ残高	標準コース	ゆとりコース	長期コース
1 円～100,000 円まで	10,000 円	<u>4,000 円</u>	4,000 円
100,001 円～150,000 円まで		<u>8,000 円</u>	6,000 円
150,001 円～200,000 円まで			8,000 円
200,001 円～250,000 円まで	15,000 円	<u>12,000 円</u>	10,000 円
250,001 円～300,000 円まで			12,000 円
300,001 円～350,000 円まで	20,000 円	<u>11,000 円</u>	14,000 円
350,001 円～400,000 円まで			16,000 円
400,001 円～450,000 円まで	25,000 円	<u>14,000 円</u>	18,000 円
450,001 円～500,000 円まで			20,000 円
500,001 円～550,000 円まで	30,000 円	<u>17,000 円</u>	22,000 円

550,001 円～600,000 円まで	30,000 円	<u>17,000 円</u>	24,000 円
600,001 円～	以降 100,000 円 増すごとに 5,000 円ずつ加算	<u>以降 100,000 円</u> <u>増すごとに</u> <u>3,000 円ずつ加算</u>	以降 50,000 円 増すごとに 2,000 円ずつ加算

■キャッシングでのリボルビング払い月々お支払額算出表(第 45 条参照)

(変更前)

締切日の融資金残高	3 万円コース	5 万円コース	10 万円コース
1 円～600,000 円まで	30,000 円	50,000 円	100,000 円
600,001 円～1,000,000 円まで	以降残高が 100,000 円 増すごとに 5,000 円ずつ加算		
1,000,001 円～2,000,000 円まで			
2,000,001 円～			

※利息は毎月のお支払い額に含まれております。

※新たなお借入れ又は、お支払日前までにお支払いをされた場合、次回のお支払日までの期間やご融資利率により、利息が上記表に記載の金額を超える場合がございます。この場合、利息を超えるまで、上記表に記載の金額に 1,000 円単位毎で加算した金額がお支払い額となります。ただし、加算される金額の上限は 5,000 円までとします。

※月々のお支払い額が算出表の該当お支払い額に満たない場合には、全額となります。

※長期コースは当社が認めた場合に限り選択可能です。

(変更後)

融資金リボ残高	3 万円コース	5 万円コース	10 万円コース	ゆとりコース
1 円～100,000 円まで	30,000 円	50,000 円	100,000 円	<u>4,000 円</u>
100,001 円～200,000 円まで				<u>8,000 円</u>
200,001 円～300,000 円まで				<u>12,000 円</u>
300,001 円～400,000 円まで				<u>11,000 円</u>
400,001 円～500,000 円まで				<u>14,000 円</u>
500,001 円～600,000 円まで				<u>17,000 円</u>
600,001 円～1,000,000 円まで	以降 100,000 円増すごとに			<u>以降 100,000 円</u>
1,000,001 円～2,000,000 円まで				<u>増すごとに</u>
2,000,001 円～	5,000 円ずつ加算			<u>3,000 円ずつ加算</u>

※利息は毎月のお支払額に含まれております。

※ご利用当日にお支払いいただく場合は、1 日分の利息をいただきます。

※新たなお借入れ又は、お支払日前日までにお支払をされた場合、次回のお支払日までの期間やご融資利率により、利息が上記表に記載の金額を超える場合がございます。この場合、利息を超えるまで、上記表に記載の金額に 1,000 円単位毎で加算した金額がお支払額となります。ただし、加算される金額の上限は 5,000 円までとします。

※月々のお支払額が算出表の該当お支払額に満たない場合には、全額となります。

※ゆとりコースについては、新たなおキャッシングリボのご利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。

※長期コースは当社が認めた場合に限り選択可能です。

■ショッピングでのリボルビング払いお支払いの一例

(変更前)

※ご利用可能枠 20 万円・長期コース(実質年率 13.8%)でご利用の場合

※カードにより実質年率は異なります。

ご購入	4/11	スーツ	60,000 円(税込)
	6/11	ブラウス	20,000 円(税込)
お買物可能額	140,000 円	<u>142,524 円</u>	<u>124,647 円</u>
お支払残高	60,000 円	<u>57,476 円</u>	20,000 円
			<u>55,127 円</u>
お支払額	3,000 円	3,000 円	4,000 円
手数料	60,000 円× <u>13.8%</u> ÷ 365 日× <u>21</u> 日 = <u>476 円</u>	<u>57,476 円</u> × <u>13.8%</u> ÷ 365 日×10 日 + <u>57,476 円</u> × <u>13.8%</u> ÷365 日×20 日 = <u>651 円</u>	<u>55,127 円</u> × <u>13.8%</u> ÷ 365 日×10 日 +(<u>57,127 円</u> + <u>20,000 円</u>) × <u>13.8%</u> ÷365 日× <u>21</u> 日 = <u>804 円</u>
商品代金 充当分	3,000 円- <u>476 円</u> = <u>2,524 円</u>	3,000 円- <u>651 円</u> = <u>2,349 円</u>	4,000 円- <u>804 円</u> = <u>3,196 円</u>
お支払日	6/4	7/4	8/4

※手数料計算期間が通常年うるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は 365 日でうるう年は 366 日で計算します。

(変更後)

※ご利用可能枠 20 万円・長期コース(実質年率 15.00%)でご利用の場合

※カードにより実質年率は異なります。

ご購入 (現金価格)	4/11	スーツ	60,000 円(税込)
	6/11	ブラウス	20,000 円(税込)
お買物可能額	140,000 円	<u>142,384 円</u>	<u>124,675 円</u>
お支払残高	60,000 円	<u>57,616 円</u>	20,000 円
			<u>55,325 円</u>
お支払額(弁済金)	3,000 円	3,000 円	4,000 円

リボ手数料	$60,000 \text{ 円} \times 15.0\%$ $+ 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日}$ $= 616 \text{ 円}$	$57,616 \text{ 円} \times 15.0\%$ $+ 365 \text{ 日} \times 10 \text{ 日}$ $+ 57,616 \text{ 円} \times 15.0\%$ $+ 365 \text{ 日} \times 20 \text{ 日}$ $= 709 \text{ 円}$	$55,325 \text{ 円} \times 15.0\%$ $+ 365 \text{ 日} \times 10 \text{ 日}$ $+ 55,325 \text{ 円} \times 15.0\%$ $+ 365 \text{ 日} \times 21 \text{ 日} = 704 \text{ 円}$ $20,000 \text{ 円} \times 15.0\%$ $+ 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} = 205 \text{ 円}$ $704 \text{ 円} + 205 \text{ 円} = 909 \text{ 円}$
商品代金 充当分	$3,000 \text{ 円} - 616 \text{ 円}$ $= 2,384 \text{ 円}$	$3,000 \text{ 円} - 709 \text{ 円}$ $= 2,291 \text{ 円}$	$4,000 \text{ 円} - 909 \text{ 円}$ $= 3,091 \text{ 円}$
お支払日	6/4	7/4	8/4

※手数料計算期間が通常年とうるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は 365 日でうるう年は 366 日で計算します。

■大和ハウスグループ施設提携カード特約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第2条(提携先及び提携施設) 前条で規定する提携先及び当該提携先が管理・運営する発行対象施設は下記の通りです。</p> <p>※()内は提携先が管理・運営する提携カード発行対象施設です。</p> <p>①大和ハウス工業株式会社 (イーアスつくば)</p> <p>②大和情報サービス株式会社 (湘南モールフィル、アクロスモール新鎌ヶ谷、沖縄アウトレットモールあしびなー、フォレオ大津一里山、イーアス高尾、アルパーク)</p> <p>③ロイヤルホームセンター株式会社 (ロイヤルホームセンター各店)</p>	<p>第2条(提携先及び提携施設) 前条で規定する提携先及び当該提携先が管理・運営する発行対象施設は下記の通りです。<u>なお、一部施設が変更となる場合がございます。詳しくは当社ホームページをご確認ください。</u></p> <p><u>当社ホームページアドレス</u> https://www.daiwahousefinancial.co.jp/</p> <p>※()内は提携先が管理・運営する提携カード発行対象施設です。</p> <p>①大和ハウス工業株式会社 (イーアスつくば)</p> <p>②大和情報サービス株式会社 (湘南モールフィル、アクロスモール新鎌ヶ谷、沖縄アウトレットモールあしびなー、フォレオ大津一里山、イーアス高尾、アルパーク)</p> <p>③ロイヤルホームセンター株式会社 (ロイヤルホームセンター各店)</p>

【下線部は改定部分を示します。】

■HeartOne ネットアンサー規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第1条(申込資格)</p> <p>1. HeartOne ネットアンサーとは、大和ハウスフィナンシャル株式会社(以下「当社」という)が発行したクレジットカード(一部所定のカードを除く、以下「HeartOne カード」という)保有者がパーソナルコンピューター等(以下「端末」という)からインターネットを介して当社所定のホームページにアクセスした上で依頼がされた場合に、当社が提供するサービス(以下「本サービス」という)をいいます。</p> <p>2. HeartOne カード会員のうち、本規約を承認の上、当社所定の方法により申込み、当社が認めた方をHeartOne ネットアンサー会員(以下「会員」という)とします。なお、お申込時に、本サービス利用時に本人確認等のために使用する暗証番号をお届けいただきます。</p> <p>3. 会員には ID を付与します。当社が ID を通知したときに、申込人に会員資格が生じるものとします。</p> <p>(新規に規定)</p>	<p>第1条(申込資格)</p> <p>1. HeartOne ネットアンサーとは、大和ハウスフィナンシャル株式会社(以下「当社」という)が発行したクレジットカード(一部所定のカードを除く、以下「HeartOne カード」という)の会員が、パーソナルコンピューター等(以下「端末」という)からインターネットを介して当社所定のホームページ(以下「ホームページ」という)にアクセスした上で当社所定の方法により依頼をした場合に、当社が提供するサービス(以下「本サービス」という)をいいます。</p> <p>2. HeartOne カード会員のうち、本規約を承認の上、当社所定の方法により登録を申込み、当社が認めた方を HeartOne ネットアンサー会員(以下「会員」という)とします。なお、お申込時に、本サービス利用時に本人確認等のために使用するパスワード(以下「ネットアンサーパスワード」という)を届出いただきます。</p> <p>3. 会員には ID(以下「ネットアンサーID」といい、ネットアンサーパスワードと総称して以下「ネットアンサーID 等」という)を付与します。当社がネットアンサーID を通知したときに、申込人に会員資格が生じるものとします。</p> <p>4. 2. の登録は、HeartOne カード毎に行うものとします。</p>
<p>第2条(本サービスの内容)</p> <p>1. 会員が利用できる本サービス及びその内容については、当社が別途定めるものとします。</p> <p>(新規に規定)</p> <p>(新規に規定)</p> <p>2. 当社が提供した利用履歴等が提供前後に行われた利用の結果を反映しないなどの理由で事実と相違していた場合、そのために生じた損害については、当社は責任をもちません。</p>	<p>第2条(本サービスの内容)</p> <p>1. 会員が利用できる本サービスの内容については、当社がホームページにおいて別途掲示するものとします。</p> <p>2. 本サービスの利用にあたり、会員は、本規約のほか当社が定める規定等(以下総称して「本規約等」という)を遵守するものとします。</p> <p>3. 当社は、入力されたネットアンサーID 及びネットアンサーパスワードの一致を確認することによって、会員本人による本サービスの利用とみなします。なお、本サービスの提供において、本人認証のためにその他の手続きを求める場合があります。</p> <p>4. 当社が提供した HeartOne カードの利用履歴等が提供前後に行われた利用の結果を反映しないなどの理由で事実と相違していた場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p>
<p>(新規に規定)</p>	<p>第3条(本人認証)</p> <p>会員は、本人認証手続きに対応したオンライン加盟店においては、ネットアンサーパスワードまたは当社が発行するワンタイムパスワードを入力する方法によりショッピングサービスを利用できるものとします。</p>
<p>第3条(環境)</p> <p>会員は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な、端末、通信機器、ソフトウェア、電話利用契約及びインターネット接続契約等を準備するものとします。</p>	<p>第4条(環境)</p> <p>会員は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な、端末、通信機器、ソフトウェア、電話利用契約及びインターネット接続契約等を準備するものとします。</p>

<p>第4条(ID、パスワード)</p> <p>1. ID、パスワードは、会員が責任をもって管理するものとします。ID、パスワードにつき偽造、変造、盗用又は不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任をもちません。</p> <p>2. 会員は、ID 及びパスワードの盗難等があった場合、ID 及びパスワードの失念があった場合、又は、ID 及びパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨の連絡をするとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。</p>	<p>第5条(ネットアンサーID等)</p> <p>1. ネットアンサーID 等は、会員が善良な管理者の注意をもって使用し、第三者に使用させたり、他人に知られたりすることのないよう管理するものとします。ネットアンサーID 等につき改変、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は一切責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合は、その限りではないものとします。</p> <p>2. 会員は、ネットアンサーID もしくはネットアンサーパスワードの盗難等があった場合、ネットアンサーID もしくはネットアンサーパスワードの失念があった場合、又は、ネットアンサーID もしくはネットアンサーパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨の連絡をするとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。</p>
<p>第5条(サービスの一時中断)</p> <p>当社は、サービス提供のための装置の保守点検・設備更新・運営上の必要及び天災・災害・装置の故障等の事由により本サービスの提供を中断することがあります。<u>この場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</u></p>	<p>第6条(サービスの一時中断)</p> <p>当社は、サービス提供のための装置の保守点検・設備更新・運営上の必要及び天災・災害・装置の故障等の事由により本サービスの提供を中断することがあります。</p>
<p>第8条(通知)</p> <p>1. 本サービスの利用及び本規約に基づく会員宛の諸通知は、会員が申し出た E メールアドレスにその内容を発信したときをもって、到達したものとみなします。会員は、当社からの諸通知を受信できるよう、メールソフトやセキュリティソフトなどの設定を行うものとします。</p> <p>2. E メール^①の管理を行うプロバイダーのコンピューターシステムの事故、E メールアドレスの変更・廃止を行ったにもかかわらず第7条変更の届出を行わなかった場合は、最終届出の E メールアドレスに宛てて諸通知の内容を送信した時をもって到達したものとします。なお、第1項後段の設定を行わなかった場合も同様とします。</p>	<p>第9条(通知)</p> <p>1. 本サービスの利用及び本規約に基づく会員宛の諸通知は、会員が申し出たメールアドレスにその内容を発信したときをもって、到達したものとみなします。会員は、当社からの諸通知を受信できるよう、メールソフトやセキュリティソフトなどの設定を行うものとします。</p> <p>2. メール^②の管理を行うプロバイダーのコンピューターシステムの事故、又はメールアドレスの変更・廃止を行ったにもかかわらず第8条の変更の届出を行わなかった場合は、最終届出のメールアドレスに宛てて諸通知の内容を送信した時をもって到達したものとします。なお、第1項後段の設定を行わなかった場合も同様とします。</p>
<p>第9条(営業活動の目的での個人情報の利用)</p> <p>1. 会員は、本サービス申込時に当社に届け出た会員の氏名、電話番号、生年月日、E メールアドレスを、当社が下記の目的のために利用することに同意するものとします。</p> <p><u>(1) 当社の宣伝物・印刷物の送付等の営業活動のために利用する場合</u></p> <p><u>(2) 当社のマーケティング活動・商品開発のために利用する場合</u></p> <p><u>(3) 当社以外の宣伝物・印刷物の送付等を外部から受託して行うために利用する場合</u></p> <p>2. 会員は、前項による利用について、中止の申し出ができません。但し、第2条1項の当社から会員が申し出た E メールアドレスに送信する HeartOne カードの利用履歴等の情報更新のご案内に記載される営業案内についてはその限りではありません。</p>	<p>第10条(個人情報の取扱い等)</p> <p>会員の個人情報の取扱いその他本規約等に定めのない事項については、HeartOne カード規約及び個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意事項等の諸規定に定めるとおりとします。</p>
<p>第11条(退会)</p>	<p>第12条(退会)</p>

<p>会員が退会するときは、当社が指定する方法により届け出るものとします。</p>	<p>会員が本サービスの退会を希望するときは、当社が指定する方法により届け出るものとします。<u>退会登録の完了により、本サービスを利用することができなくなります。</u></p>
<p>第 12 条(資格喪失) 会員が下記各号の一にでも該当した場合、当社は会員資格を喪失させることができるものとします。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 本規約に違反したとき。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(新規に規定)</p>	<p>第 13 条(資格喪失) 会員が下記各号の一にでも該当した場合、当社は会員資格を喪失させることができるものとします。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 本規約等に違反したとき。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p><u>(6)当社が定める一定期間カードのご利用がないとき。</u></p>
<p>(新規に規定)</p>	<p>第 14 条(損害賠償) <u>本規約又は本サービスに関して、利用者に損害が生じた場合でも、それが当社の故意又は過失に基づく債務不履行又は不法行為により生じた場合を除き、当社は一切責任を負わず、何らの補償を行いません。なお、当社が責任を負う場合でも、当社の故意又は重過失に基づく債務不履行又は不法行為により利用者に損害が生じた場合を除き、当社が負う責任の範囲は、利用者に現実に発生した通常損害の範囲に限られます。</u></p>
<p>(新規に規定)</p>	<p>第 15 条(変更・廃止) <u>当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更し又は廃止することができるものとします。当社は、当該変更又は廃止につき、本サービスの登録メールアドレスへの連絡又は本サイトでの掲載その他当社所定の方法によりお知らせします。</u></p>
<p>第 13 条(本規約の変更等) <u>1. 当社は、本規約の一部又は全部をいつでも改定できるものとします。</u> <u>2. 当社はいつでも本サービスの取扱を中止又は廃止できるものとします。</u></p>	<p>第 16 条(本規約の変更等) <u>HeartOne カード規約第 19 条(本規約の変更等)の規定は本規約の変更について準用します。この場合において、HeartOne カード規約第 19 条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「HeartOne ネットアンサー規約」と読み替えるものとします。</u></p>
<p>第 14 条(準拠法) 本規約の成立、効力、その他一切の事項に関しては、日本法が適用されるものとします。</p>	<p>第 17 条(準拠法) 本規約の成立、効力、その他一切の事項に関しては、日本法が適用されるものとします。</p>
<p>第 15 条(合意管轄) 本サービスの利用に関して当社と会員との間に生じた紛争については、会員の住所地又は当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第 18 条(合意管轄) 本サービスの利用に関して当社と会員との間に生じた紛争については、会員の住所地又は当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>

【下線部は改定部分を示します。】

以上